

## 指定の申請に必要な書類と手続きの流れ

※申請書と記入例は、朝霞市のホームページからダウンロードできます。

### ①申請書等の提出

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書  
様式第1：両面印刷  
※提出日記入、フリガナ記入、事業所所在地の郵便番号・住所・電話番号等記入
- (2) 機械器具調書（別表）
- (3) 誓約書  
様式第2（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- (4) 定款の写し（原本証明付き）及び登記事項証明書【法人】又は住民票の写し【個人】  
※申請日から3カ月以内のもの
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるものの写し  
※免状又は技術者証の写し
- (6) 給水装置工事主任技術者選任届出書  
様式第3（指定期日から14日以内に届出する図書）

### ②手数料の納入及び納入通知書兼領収書の写しの提出

- (1)～(6) 提出後、内容確認後に納付書での手数料納入の連絡があります。  
（朝霞市水道事業給水条例 第30条による手数料 10,000円）
- (7) 納入通知書兼領収書の写し（金融機関等の領収印があるもの）

### ③事業者証の受け取り

朝霞市の事業者証（A4）の受け取り依頼の連絡があります。

### ④上記の①で（6）の届出をしていない事業者は提出

- (6) 給水装置工事主任技術者選任届出書  
様式第3（指定期日から14日以内に届出する図書）  
添付図書：給水装置工事主任技術者免状又は技術者証の写し

### ・窓口での工事手続きの説明や工事提出図書等の受け取り

～ ～ 指定手続きを郵送で希望される方（FAX使用不可） ～ ～

①申請書郵送時に納付書返信用と事業者証返信用封筒（宛名記入・切手貼付）も同封してください。②納入通知書兼領収書の写しを郵送してください。

※記入誤りや記入漏れ等があった場合、該当図書を再度郵送してください。FAX対応はしていません。